

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 3 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

ウガンダにおけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 8 年 6 月 25 日、ウガンダにおいてマールブルグ病の発生が確認されました。同年 6 月 30 日時点で、同国西部キェゲワ県にて 2 例のマールブルグ病の症例が報告されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでに赤道ギニア、タンザニア、ガーナ、ギニア、ウガンダ、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ケニア、南アフリカ、ルワンダ、エチオピアで発生が確認されています。

ウガンダに滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。各自治体におかれましては、当該発生地域に滞在歴のある渡航者の対応についてご留意いただきますようお願いいたします。

あわせて、貴管内で一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の移送や当該患者の検体搬送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。対応においては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（参考 1）及び「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡、参考 2）に留意いただくとともに、疑似症が発生した場合には、厚生労働省に直ちにご相談いただくようお願いいたします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出しておりますことを申し添えます。

参考 1：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

参考 2：一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>